

§ 1. 概 要

1 本年報の作成について

- (1) この「都市計画年報」は、都市計画に関する種々の現況を把握するとともに広範な利用に供することができるよう「年報」としてとりまとめたもので昭和41年より毎年発行しているものである。
- (2) この年報に登載している資料は都道府県都市計画担当課に調査をお願いし、これをもとに整理、集計したものである。
- (3) 本年報は、基本的には都市計画の決定がなされているものを調査対象にして編集したものである。但し、土地区画整理事業については、土地区画整理法上の土地区画整理事業の全てを調査対象として登載した。
- (4) 使用上の便宜を考慮し、編集の方針、方法等については、平成28年版と同様としている。

2 都市計画の決定状況等

(1) 都市計画区域の指定状況

昭和44年に現行都市計画法が施行され、都市計画区域は一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域を指定するものとされた。

平成28年度中に都市計画区域の再編等が行われたことから、全体として都市計画区域数は51減少している。その結果は以下の通りである。

都市計画区域の指定状況

年 度	都市計画 区域数	都 市 計 画 区 域 内						全 国		
		市	町	村	計	面積 ha	人口 千人	市町村数	人口 千人	国土面積 km ²
昭和63年度	1,238	656	1,171	101	1,928	9,309,638	109,918.8	3,245	122,335	377,719
平成元年度	1,243	656	1,177	104	1,937	9,353,822	111,639.4	3,245	122,745	377,727
2	1,251	656	1,186	103	1,945	9,392,381	112,236.2	3,239	123,157	377,737
3	1,258	662	1,184	109	1,955	9,449,635	112,340.7	3,236	123,587	377,750
4	1,266	666	1,185	109	1,960	9,501,678	112,807.9	3,236	123,957	377,800
5	1,274	665	1,198	104	1,967	9,577,536	113,263.4	3,235	124,323	377,812
6	1,281	665	1,205	105	1,975	9,639,959	113,756.1	3,234	124,655	377,819
7	1,285	665	1,212	110	1,987	9,692,794	114,426.7	3,234	124,914	377,829
8	1,289	670	1,223	101	1,994	9,734,103	114,639.7	3,233	125,257	377,837
9	1,294	671	1,229	103	2,003	9,776,659	115,475.1	3,233	125,568	377,837
10	1,307	671	1,238	106	2,015	9,843,747	116,004.8	3,233	125,860	377,855
11	1,308	672	1,238	106	2,016	9,854,140	116,418.8	3,230	126,071	377,837
12	1,311	671	1,239	106	2,016	9,869,465	116,813.7	3,228	126,285	377,873
13	1,318	673	1,245	105	2,023	9,937,814	117,347.0	3,224	126,479	377,880
14	1,318	676	1,237	103	2,016	9,956,148	117,677.6	3,213	126,688	377,899
15	1,319	689	1,200	99	1,988	9,948,672	118,044.7	3,133	126,824	377,907
16	1,271	728	949	77	1,754	9,978,042	118,243.7	2,522	126,869	377,915
17	1,271	772	610	44	1,426	9,982,489	118,377.7	1,822	127,055	377,923
18	1,260	777	596	42	1,415	9,987,313	118,750.1	1,805	127,053	377,930
19	1,231	778	587	42	1,407	9,995,401	119,227.8	1,794	127,066	377,946
20	1,226	778	579	41	1,398	10,004,100	119,400.6	1,778	127,076	377,947
21	1,189	781	545	38	1,364	10,069,048	119,517.3	1,727	127,058	377,950
22	1,151	780	538	38	1,356	10,097,971	119,816.3	1,727	126,923	377,955
23	1,129	782	534	38	1,354	10,159,316	119,786.7	1,720	126,660	377,960
24	1,095	783	531	38	1,352	10,172,649	120,093.9	1,720	128,374	377,962
25	1,076	785	531	37	1,353	10,188,428	120,149.8	1,720	128,438	377,962
26	1,065	785	531	36	1,352	10,191,119	120,103.2	1,719	128,226	377,972
27	1,061	785	531	36	1,352	10,210,275	120,186.0	1,719	128,066	377,972
28	1,010	786	530	36	1,352	10,230,088	121,173.4	1,719	127,907	377,972

※○東京都区部は、1市とみなして計上した。なお、28年度全国市町村数は、市792、町744、村183（北方領土の6村を含めると189）である（平成29年3月31日現在）。

(注) 全国欄のうち

1. 人口

(1) 毎年1月1日現在の「住民基本台帳人口」である。（平成24年度以前は3月31日現在）

(2) 平成24年度から外国人住民含む

2. 国土面積

「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院・毎年10月1日現在）による。

(2) 市街化区域、市街化調整区域の決定状況

都市計画法第7条の規定により、都市計画の内容の一つとして都市計画区域を区分して市街化区域及び市街化調整区域を定め、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることとしている。

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であり、少なくとも三大都市圏及び政令指定都市を含む都市計画区域については定めることとされている。

市街化区域、市街化調整区域区分の決定状況

	区域区分設定済都市計画区域					市街化区域			市街化調整区域面積	摘 要
	区域数	市	町	村	計	面 積	面 積	人 口		
						ha	ha	千人	ha	
1. 3. 31	328	389	410	41	840	5,067,923	1,363,307	78,572.0	3,704,616	
2. 3. 31	329	389	410	40	839	5,074,121	1,367,181	79,897.5	3,706,940	
3. 3. 31	331	389	411	39	839	5,097,918	1,373,703	79,879.5	3,724,215	
4. 3. 31	332	396	406	36	838	5,124,224	1,380,579	80,566.6	3,743,645	
5. 3. 31	332	396	406	36	838	5,131,038	1,388,306	79,911.6	3,742,732	
6. 3. 31	334	399	406	38	843	5,146,097	1,396,090	81,128.6	3,750,007	
7. 3. 31	336	400	402	38	840	5,179,300	1,403,822	81,553.1	3,775,478	
8. 3. 31	338	402	402	36	840	5,181,642	1,408,457	81,971.9	3,773,185	
9. 3. 31	337	404	404	34	842	5,195,232	1,416,380	82,381.0	3,778,852	
10. 3. 31	337	406	403	33	842	5,195,139	1,421,291	82,833.0	3,773,848	
11. 3. 31	337	406	402	33	841	5,201,102	1,425,079	83,376.6	3,775,730	
12. 3. 31	337	406	403	33	842	5,205,864	1,432,302	83,764.7	3,773,562	
13. 3. 31	338	405	403	33	841	5,213,349	1,438,142	84,195.8	3,775,038	
14. 3. 31	337	407	399	32	838	5,219,556	1,443,808	84,719.3	3,775,748	
15. 3. 31	337	409	397	30	836	5,219,403	1,445,378	85,017.9	3,774,025	
16. 3. 31	337	411	389	30	830	5,214,237	1,446,321	85,653.2	3,767,916	
17. 3. 31	295	416	319	25	760	5,163,732	1,434,640	85,087.9	3,732,092	
18. 3. 31	294	434	215	15	664	5,169,200	1,435,765	85,489.5	3,733,435	
19. 3. 31	287	437	206	14	657	5,165,692	1,436,745	86,126.3	3,728,947	
20. 3. 31	282	437	203	14	654	5,179,064	1,439,007	86,597.7	3,740,057	
21. 3. 31	282	437	200	14	651	5,183,751	1,440,042	86,634.2	3,743,709	
22. 3. 31	281	438	183	12	633	5,176,888	1,440,000	85,377.8	3,736,888	
23. 3. 31	267	436	181	12	629	5,225,948	1,444,101	81,872.4	3,781,847	
24. 3. 31	272	439	178	12	629	5,218,869	1,441,764	86,607.1	3,777,105	
25. 3. 31	276	440	181	12	633	5,237,682	1,447,771	88,161.0	3,789,911	
26. 3. 31	271	440	176	11	627	5,251,317	1,448,003	88,714.2	3,803,314	
27. 3. 31	263	439	171	11	621	5,265,071	1,448,850	88,515.5	3,816,221	
28. 3. 31	262	438	172	11	621	5,272,468	1,449,336	88,667.3	3,823,132	
29. 3. 31	247	437	171	11	619	5,241,464	1,456,896	89,050.8	3,784,568	

(3) 地域地区等の決定状況

都市計画法第8条の規定により、都市計画の内容の一つとして、それぞれの都市計画区域について、地域、地区又は街区で必要なものを都道府県又は市町村が定めることとされている。また、その設定基準は都市計画法第13条1項7号の規定により「地域地区は、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居、商業、工業その他の用途を適正に配分することにより、都市機能を維持増進し、かつ、住居の環境を保護し、商業、工業等の利便を増進し、良好な景観を形成し、風致を維持し、公害を防止する等適正な都市環境を保持するように定めること。この場合において、市街化区域については、少なくとも用途地域を定めるものとし、市街化調整区域については、原則として用途地域を定めないものとする。」とされている。

なお、便宜上「促進区域」及び「地区計画等」等についてもこの欄に登載した。

地域地区等の種類				都 市 数	面 積
用			地 域	1,167	1,864,092.1
第 一 種	途 低 層 住 居 専 用 地		地 域	991	338,022.7
第 二 種	途 低 層 住 居 専 用 地		地 域	450	15,985.1
第 一 種	途 中 高 層 住 居 専 用 地		地 域	1090	258,480.4
第 二 種	途 中 高 層 住 居 専 用 地		地 域	791	100,805.5
第 一 種	途 住 居 地		地 域	1202	423,527.8
第 二 種	途 住 居 地		地 域	974	87,952.5
準 住 居 地	途 住 居 地		地 域	662	28,642.8
近 隣 商 業 地	途 商 業 地		地 域	1147	76,829.3
商 準 工 業 地	途 工 業 地		地 域	968	74,472.2
工 業 専 用 地	途 工 業 専 用 地		地 域	1129	204,733.3
工 業 専 用 地	途 工 業 専 用 地		地 域	882	106,657.2
工 業 専 用 地	途 工 業 専 用 地		地 域	609	147,983.3
特 別 用 途 地 区	途 特 別 用 途 地 区		地 区	429	120,964.9
特 定 用 途 制 限 地 区	途 特 定 用 途 制 限 地 区		地 区	73	321,402.7
特 例 容 積 率 適 用 地 区	途 特 例 容 積 率 適 用 地 区		地 区	1	116.7
高 層 住 居 誘 導 地 区	途 高 層 住 居 誘 導 地 区		地 区	1	28.2
高 度 利 用 地 区	途 高 度 利 用 地 区		地 区	212	434,595.6
高 度 利 用 地 区	途 高 度 利 用 地 区		地 区	274	1,971.3
特 定 街 区 地 区	途 特 定 街 区 地 区		地 区	17	200.8
都 市 再 生 特 別 地 区	途 都 市 再 生 特 別 地 区		地 区	14	168.5
防 火 地 域	途 防 火 地 域		地 域	745	38,637.5
準 防 火 地 域	途 準 防 火 地 域		地 域		322,909.5
特 定 防 災 街 区 整 備 地 区	途 特 定 防 災 街 区 整 備 地 区		地 区	10	61.3
景 観 地 区	途 景 観 地 区		地 区	26	13,640.6
風 致 地 区	途 風 致 地 区		地 区	214	169,622.7
駐 車 場 整 備 地 区	途 駐 車 場 整 備 地 区		地 区	121	28,562.1
臨 港 地 区	途 臨 港 地 区		地 区	330	61,898.6
歴 史 的 風 土 特 別 保 存 地 区	途 歴 史 的 風 土 特 別 保 存 地 区		地 区	10	20,083.0
第 一 種 歴 史 的 風 土 保 存 地 区	途 第 一 種 歴 史 的 風 土 保 存 地 区		地 区	1	125.6
第 二 種 歴 史 的 風 土 保 存 地 区	途 第 二 種 歴 史 的 風 土 保 存 地 区		地 区	1	2,278.4
緑 地 保 全 地 域	途 緑 地 保 全 地 域		地 域	0	0.0
特 別 緑 地 保 全 地 区	途 特 別 緑 地 保 全 地 区		地 区	79	6,469.0
緑 化 地 域	途 緑 化 地 域		地 域	4	60,642.6
流 通 業 務 地 区	途 流 通 業 務 地 区		地 区	27	2,400.5
生 産 緑 地 地 区	途 生 産 緑 地 地 区		地 区	222	12,972.5
伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区	途 伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区		地 区	60	1,175.0
航 空 機 騒 音 障 害 防 止 地 区	途 航 空 機 騒 音 障 害 防 止 地 区		地 区	5	5,381.0
航 空 機 騒 音 障 害 防 止 特 別 地 区	途 航 空 機 騒 音 障 害 防 止 特 別 地 区		地 区	4	2,235.5
市 街 地 再 開 発 促 進 地 域	途 市 街 地 再 開 発 促 進 地 域		地 域	54	75.9
土 地 区 画 整 理 促 進 地 域	途 土 地 区 画 整 理 促 進 地 域		地 域	123	20,706.7
住 宅 街 区 整 備 促 進 地 域	途 住 宅 街 区 整 備 促 進 地 域		地 域	6	50.7
抛 点 業 務 市 街 地 整 備 土 地 区 画 整 理 促 進 地 域	途 抛 点 業 務 市 街 地 整 備 土 地 区 画 整 理 促 進 地 域		地 域	2	8.1
遊 休 土 地 転 換 利 用 促 進 地 区	途 遊 休 土 地 転 換 利 用 促 進 地 区		地 区	0	0.0
被 災 市 街 地 復 興 推 進 地 域	途 被 災 市 街 地 復 興 推 進 地 域		地 域	12	2,881.8
地 区 計 画	途 地 区 計 画		地 区 計 画	789	158,139.4
防 災 街 区 整 備 地 区 計 画	途 防 災 街 区 整 備 地 区 計 画		地 区 計 画	7	1,463.0
歴 史 的 風 致 維 持 向 上 地 区 計 画	途 歴 史 的 風 致 維 持 向 上 地 区 計 画		地 区 計 画	0	0.0
沿 道 地 区 計 画	途 沿 道 地 区 計 画		地 区 計 画	3	646.1
集 落 地 区 計 画	途 集 落 地 区 計 画		地 区 計 画	14	591.4

(4) 都市計画施設の決定状況

都市施設は、都市計画法第11条の規定により、「都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設（道路、公園、下水道等）を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる」とされており、個々の施設について原則として都道府県若しくは市町村が同法第13条の都市計画基準の趣旨に従って「当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを一体的かつ総合的に定めることとされている。

具体的には、「土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するよう」定めるとともに「市街化区域及び区域区分が定められていない都市計画区域については、少なくとも道路、公園及び下水道を定めるものとし、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域については、義務教育施設をも定める」こととされている。

このような方針に則って決定されている都市計画施設の決定状況は、次のとおりとなっている。

イ. 道 路

(車線数別)

区 分			H29. 3. 31	
			計 画	改 良 済
総	延	長	km	km
8	車 線	以 上	71,998.01	46,485.73
6	車 線	線	189.94	138.68
4	車 線	線	1,497.68	1,173.70
2	車 線	線	17,291.08	11,873.78
車線数を定め ない路線			28,680.92	17,607.50
未 決			1,657.29	1,377.23
			22,681.07	14,314.84

(幅員別)

区 分			H29. 3. 31	
			計 画	改 良 済
総	延	長	km	km
4	0 m	以 上	71,998.01	46,485.73
3	0 m	～ 4 0 m	2,351.47	1,730.29
2	2 m	～ 3 0 m	4,418.30	3,082.40
1	6 m	～ 2 2 m	16,353.43	11,247.75
1	2 m	～ 1 6 m	29,356.53	18,001.55
8	m	～ 1 2 m	14,041.92	8,539.79
8	m	未 満	4,243.03	2,817.44
			1,233.41	996.48

(道路種別)

区 分		H29. 3. 31	
		計 画	改 良 済
		km	km
総 延	長	71,998.01	46,485.73
自 動 車 專 用 道	路	5,569.88	3,342.75
幹 線 街 路	路	63,698.91	40,863.81
区 画 街 路	路	1,495.73	1,202.65
特 殊 街 路	路	1,232.21	1,091.26

口. 公 園

(面積単位 : ha)

区 分		H29. 3. 31	
		箇所数	面 積
街 区 公 園	計 画	31,784	7,843.97
	供 用	30,492	7,409.95
近 隣 公 園	計 画	4,625	9,068.85
	供 用	2,156	7,543.59
地 区 公 園	計 画	1,235	7,038.90
	供 用	1,150	5,937.89
総 合 公 園	計 画	1,285	34,994.11
	供 用	1,202	23,360.80
運 動 公 園	計 画	630	12,432.64
	供 用	603	10,015.62
特 殊 公 園 (風 致 公 園)	計 画	399	10,158.67
	供 用	345	5,829.34
特 殊 公 園 (風 致 公 園 以 外)	計 画	298	3,659.24
	供 用	260	2,071.48
広 域 公 園	計 画	212	26,282.70
	供 用	207	16,144.87
計	計 画	40,467	111,479.09
	供 用	38,415	78,313.53

ハ. その他の主な都市計画施設

(29. 3. 31現在)

施設区分	都市数	単位	箇所		面積・延長等	
			計画	供用又は完成 (概成を含む)	計画	供用又は完成 (概成を含む)
駅前広場		m ²	2,947		12,569,352.0	10,510,916.0
都市高速鉄道	173	km	365		2,314.4	2,025.2
自動車場	213	ha	485		272.2	250.6
自動車場	212	ha	587		70.9	65.6
自動車ターミナル	36	ha	60		171.5	159.3
空港	3	ha			120.1	120.1
軌道	1	km			6.5	5.4
港湾	2	ha			72.7	72.7
通路	32	m			4,822.0	2,960.0
交通広場	92	m ²	147		485,327.0	332,277.0
緑地	631	ha	2,543	2,309	58,552.8	18,455.7
広場	31	ha	40	36	41.1	39.0
墓園	238	ha	318	286	6,313.2	4,290.3
その他公共空地	20	ha	28	26	137.7	129.3
水道	5	ha			25,651.0	25,651.0
公共下水道		m			96,198,953.0	84,990,415.0
流域下水道		m			1,284,816.0	1,125,512.0
汚物処理場	529	ha	585	555	1,091.8	998.8
ごみ焼却場	610	ha	751	679	2,414.1	2,134.4
地域冷暖房施設	21	m ²	90		466,661.0	340,780.0
ごみ処理場	386	ha	482	449	1,679.3	1,515.1
ごみ運搬用管	7	m	7	6	34,540.0	29,748.0
市と畜場	277	ha	366	360	1,734.6	1,651.8
河川	88	ha	90	88	276.5	270.1
運水	156	km			1,293.1	734.4
水路	6	km			79.8	43.1
学校	2	km			3.0	3.0
図書館	34	ha	203	192	622.3	570.5
図書館	4	ha	4	3	1.8	1.1
体育館・文化会館	18	ha	32	31	260.3	258.2
病院	13	ha	17	16	68.3	65.3
保健所	11	ha	25	23	3.4	3.2
診療所	1	ha	2	2	2.7	2.7
老人福祉センター	15	ha	18	17	45.3	45.2
火葬場	634	ha	689	656	1,062.0	1,002.7
団地の住宅施設	74	ha	238		3,431.1	
団地の官公庁施設	12	ha	12		195.7	
流通業務団地	21	ha	26		1,740.5	
団地の津波防災拠点市街地形成施設	18	ha			357.5	
団地の復興拠点市街地形成施設	2	ha			51.4	
防潮堤	13	km	48	28	55.5	44.2
防火水槽	79	m ²	932	932	19,599.6	19,599.6
河岸堤防	1	km	10	10	37.1	37.1
公衆電気通信の用に供する施設	1	ha	2	2	1.4	1.4
防水施設	9	m ²	18	12	776,300.0	293,500.0
地すべり防止施設	1	ha	1		50.7	
砂防施設	11	m ²	45	26	16,373,616.0	2,291,446.0

(5) 市街地開発事業の決定状況

市街地開発事業は、都市計画法第12条の規定による土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業であり、都市計画ではその種類、名称、施行区域及び施行区域の面積を定めることとされている。

また、市街地開発事業は「市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内において、一体的に開発し、又は整備する必要がある土地の区域について定めること」とされ、これら面的整備事業を積極的に推進し、計画的な都市整備を図ることとしている。

このような位置づけにある市街地開発事業の決定状況は、次のとおりである。

市街地開発事業の決定状況

	H29. 3. 31		
	都市数	地区数	計画面積
			ha
土地区画整理事業	975	5,091	280,257.8
うち特定土地区画整理事業	122	307	20,008.7
新住宅市街地開発事業	37	49	15,462.0
工業団地造成事業	41	53	8,535.1
市街地再開発事業			
うち市街地再開発事業	290	1,015	1,456.3
うち市街地改造事業	11	16	29.1
住宅街区整備事業	5	6	46.2
防災街区整備事業	5	11	11.8

(6) 都市計画事業費及び財源

都市計画事業とは、都市計画法第59条の規定による認可又は承認を受けて行われる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいい、国の機関、都道府県、市町村及びこれ以外の者で都道府県知事の認可を受けた者がこれを行うことができる。

本調査では、このうち、都道府県、市町村が行った都市計画事業を主な都市計画施設等の種別別に、その事業費と財源を調べたものであり、その状況は次のとおりである。

平成28年度主な都市計画施設の事業費及び財源

(単位：千円)

	28年度	27年度	比較増▲減
事業費合計	3,106,439,301	2,829,792,703	276,646,598
道路	612,846,063	535,790,832	77,055,231
土地区画整理	408,473,445	425,418,146	▲ 16,944,701
公園	191,469,360	189,166,421	2,302,939
下水	1,393,595,343	1,274,217,056	119,378,287
市街地再開発	262,790,866	179,854,313	82,936,553
その他	237,264,224	225,345,935	11,918,289
(財源内訳)			
財源合計	3,106,581,738	2,829,792,703	276,789,035
国庫補助金	851,809,526	760,892,992	90,916,534
都道府県支出金	428,624,563	371,185,579	57,438,984
うち地方債	199,928,638	179,226,396	20,702,242
うち市町村負担金	54,590,357	52,933,050	1,657,307
市町村支出金	1,647,587,293	1,516,089,425	131,497,868
うち地方債	772,664,950	722,153,840	50,511,110
うち都道府県補助金	25,931,025	68,457,867	▲ 42,526,842
うち都市計画税	292,296,371	289,083,512	3,212,859
自己資金等	178,560,356	181,624,707	▲ 3,064,351
うち公共団体補助金	17,110,311	19,177,385	▲ 2,067,074

(7) 都市計画税の徴収状況

地方税法により市町村は都市計画事業等に必要な費用に充てるため、都市計画区域として指定されたものの全部又は一部の区域内（条例で定める）に所在する土地及び家屋に対し、その価額を課税標準として、その土地又は家屋の所有者に対し、100分の0.3を超えない税率で都市計画税を課することができることとされており、その徴収状況は次のとおりである。

平成28年度都市計画税徴収市町村状況

		28年度	27年度	比較増▲減
都市計画区域内 市町村数	市	786	785	1
	町	530	531	▲1
	村	36	36	0
	計	1,352	1,352	0
都市計画事業 施行市町村数	市	621	632	▲11
	町	258	261	▲3
	村	13	14	▲1
	計	892	907	▲15
都市計画税 徴収市町村数	市	525	532	▲7
	町	112	115	▲3
	村	1	1	0
	計	638	648	▲10
税率による 分類市町村数	0.3/100	311	324	▲13
	～0.28/100	6	7	▲1
	～0.26/100	15	13	2
	～0.24/100	56	60	▲4
	～0.22/100	3	3	0
	～0.2/100	184	187	▲3
	～0.18/100	4	4	0
	～0.16/100	5	4	1
	～0.14/100	17	17	0
	～0.12/100	1	1	0
	～0.1/100	23	24	▲1
	～0.09/100以下	12	8	4
都市計画税徴収額		千円 1,100,643,005	千円 1,154,760,700	千円 ▲54,117,695